



資料1-2

(様式第8号)

遊漁規則変更認可申請書

4上小漁発第31号
令和4年6月14日

長野県知事
阿部守一様

上田市常田1丁目2番16号
上小漁業協同組合
代表理事組合長 北條 作美



令和4年1月20日付け長野県指令3園畜第700号で認可のあつた内共第1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を一部変更したいので認可してください。

添付書類

- 1 遊漁規則改正新旧対照表
- 2 変更しようとする理由
- 3 議決したときの総代会議事録写し
- 4 改正後の遊漁規則

1 遊漁規則改正新旧対照表

改 正 案	現 行
遊漁規則第 8 条 (河川特設釣場) 工 料 金 大人及び子供 1,600 円 (2 時 間)、延長料金 650 円 (1 時 間)	遊漁規則第 8 条 (河川特設釣場) 工 料 金 2 時間 (大人、子供) 1,500 円

付則

この規則は、行政庁の許可のあった日から施行する。

2 変更理由

漁業権遊漁規則

- ・河川特設釣場の遊漁料の金額については、平成 18 年の設置当初から変更をせず据え置いてきましたが、放流魚等の経費は上がっております。このため、2 時間 1,500 円から 1,600 円へ値上げを行いたい。
- ・延長を希望する人もいることから、1 時間ごとの延長料金について、遊漁者の負担を考慮し、650 円として設定したい。

3 総代会議事録

別紙写しの通り

上小漁協 河川特設釣り場 値上げ根拠

	H18	～	H30	R1	R2	R3
ニジマスkg単価 (税込) ※1	840	～	918	918	990	990
利用者1人当たりの金額 (ニジマス3尾)	252	～	275	275	297	297
遊漁料価格 (税込) (円)	1,500	～	1,500	1,500	1,500	1,500
平成18年との差額 (円)	0	～	23	23	45	45
消費税※2	5%	～	8%	8%	10%	10%

※1 上小漁協管内の河川特設釣り場では、一人当たりニジマス3尾又はイワナ2尾が放流される。しかし、全体の量はニジマスが90%以上であるため、ニジマスの値上げが主な要因である。

※2 消費税はH18から5→10%となったが、遊漁料へ反映させていないため、その差額5% (71円) も値上げする要因
参考(現行の遊漁料)：1429円 + 税 (5% (71円)) で1500円

- よって、利用者1人あたり45 + 71 = 116円の負担増となっている
- これらのことから、1500円から1600円へ100円の値上げを行う

漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和4年 5月10日

長野県知事 阿部 守一 殿

須坂市大字村山 145-1
千曲川漁業協同
代表理事組合長 古谷



平成25年12月6日付長野県指令25園畜第903号の5で認可のあった千曲川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

遊漁規則の変更理由書

1. 第7条

現行規則では、遊漁料は小学生以下は無料としているが、中学生以下まで無料の範囲を広げ、気軽に釣りに親しんでもらう期間を長くすることにより、将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、中学生以下は無料に改正するものである。

2. 様式第3号

漁場監視員は、当組合の遊漁規則第10条に基づき、規則の励行に関し必要な指示を行うにあたり、当組合が任命した者であることを証明する監視員証を携帯することとされている。

現行規則の監視員証には住所の記載欄を設けているが、前述のとおり、確かに組合から任命された者であることがわかればよく、個人情報保護の観点からも、個人情報を必要以上に記載する必要はないと考える。

よって、今回の改正は監視員証の住所欄を削除するものである。

千曲川漁業協同組合漁業権遊漁規則 新旧対照表

改正案

(遊漁料の額及び納付の方法)
 第7条 第2条第4項の規定により納付する額は、次のとおりとする。
 但し、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、
 800円を加算した額とする。

- ① 略
- ② 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
小学生以下の者	無料
身体障害者	前号に規定する2分の1に相当する額

別記様式第3号

漁場監視員証表 裏略

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

(削る。)

住所： _____ (年令)

氏名： _____ (年令)

有効期間 年 月 日～
 年 月 日

発行者 千曲川漁業協同組合 ㊟

附則

この規則の改正は令和5年2月16日から施行する。
 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)

(新設)

現行

平成25年12月6日認可(平成26年1月1日より施行)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する額は、次のとおりとする。
 但し、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、
 800円を加算した額とする。

- ① 略
- ② 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
小学生以下の者	無料
中学生及び身体障害者	前号の規定する2分の1に相当する額

別記様式第3号

漁場監視員証表 裏略

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所： _____ (年令)

氏名： _____ (年令)

有効期間 年 月 日～
 年 月 日

発行者 千曲川漁業協同組合 ㊟

遊漁規則変更認可申請書

令和4年7月5日

長野県知事 様

伊那市狐島4445番地

天竜川漁業協同組合

代表理事組合長 伊藤 伸一



令和元年10月10日付け長野県指令元園畜第713号で認可のあった内共第6号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、許可してください。

記

- 1 変更の理由
別添「遊漁規則変更理由書」のとおり
- 2 変更しようとする遊漁規則の新旧対照表
別添のとおり
- 3 総代会議事録
別添のとおり

天竜川漁業協同組合遊魚規則変更理由書

電子遊漁証導入に伴う文言及び電子遊漁券の追加

利用度が減少傾向にある遊漁承認証について、遊漁者の利便性を確保しつつ、新しい遊漁者や若年層の遊漁者を新規獲得すること、および無鑑札者の減少を図ること、ならびに遊漁承認証販売担当者（釣り券扱い店）の高齢化による販売所の閉鎖に代わる対応と遊漁料確保による漁協経営の改善を図ることを目的として、オンラインサービスによる遊漁証販売を導入するため、文言の追加及び様式の追加をする。

改正案	現行
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 (略)
(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定による申請は、 <u>手釣、竿釣、又は徒手採捕による遊漁の場合は口頭又はオンラインサービス(フィッシュパス)で、</u> その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁申請書を提出して、しなければならない。	2 前項の規定による申請は、 <u>手釣、竿釣、又は徒手採捕による遊漁の場合は口頭で、</u> その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁申請書を提出して、しなければならない。
3 (略)	3 (略)
4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項又は同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。	4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。
(漁具、漁法の制限)	(漁具、漁法の制限)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
(遊漁期間)	(遊漁期間)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
(禁止区域)	(禁止区域)
第5条 (略)	第5条 (略)
(全長制限)	(全長制限)
第6条 (略)	第6条 (略)
(遊漁料の額及び納付の方法)	(遊漁料の額及び納付の方法)
第7条	第7条
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。 <u>但し、オンラインサービス(フィッシュパス)においては、中学生、高校生及び身体障害者の割引は適応されない。</u>	(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。
(略)	(略)

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (新設)</p>
<p>(遊漁証認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第4号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p>	<p>(遊漁証認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第3号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。<u>なお、オンラインサービスで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を表示したオンラインサービスの画面を提示しなければならない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第5号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第4号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>
<p>(違反者に対する処置)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(違反者に対する処置)</p> <p>第11条 (略)</p>
<p>附則</p> <p>この規則は、行政庁の認可の日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この規則は、行政庁の認可の日から施行する。</p>

改正案

現行

様式1号 (略)
 様式2号 (略)
 様式3号 (略)
 様式4号-1 フィッシュパスによる電子遊漁承認証 (一日券)

様式1号 (略)
 様式2号 (略)
 様式3号 (略)
 様式4号 漁場監視員証



天竜川漁場 1日券 魚種

有効期限
 年 月 日

■ご購入遊漁券情報

ご注文番号
 商品コード
 商品名

有効期限
 金額

■ご購入者様情報

お名前 様
 郵便番号
 住所
 メールアドレス

無断複製を固く禁じます。

領収書 様 年 月 日

お支払者: Y (税込)
 但し として
 上記正に領収いたしました

〒910-0256
 福井県坂井市丸岡町懸堂3-7-1-16

商品内容 株式会社 フィッシュパス
 注文番号: TEL 0770-67-7335
 商品名: 天竜川漁場 1日券 魚種 FAX 0770-67-7335

注意事項

- 監視員の要求があった時は本証を提示すること
- 本証を他人に貸与してはならない
- 魚全長が次のものは控出してはならない。
 ・マス類 (15cm以下) ・ウグイ、フナ (10cm以下)
 ・コイ (18cm以下) ・ウナギ (30cm以下) ・ナイカリ (8cm以下)
- 規則に違反したものは、遊漁を中止させる
- 水害・感電等事故については一切責任を負いません

光害区域

上伊那郡辰野町と同谷市の天竜川沿岸区域から、小沢川と片桐松川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊那郡大蔵村内の小沢川本支流は除く。

ブラックバス等は捕った本流から生きのままの持ち出し禁止
 及び再放流禁止。違反したものは罰則があります。

中部圏方からのお願い

- ◆降雨洪水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業ならびに故障停止時は、川の水が変動しますのでご注意ください。
- ◆釣り場の頭上前後の電線に注意してください。

自分のゴミは持ち帰り、川をきれいに行きましょう。

改正案

現行

天竜川漁業協同組合 遊漁規則抜粋

- 天竜川漁業協同組合が発行する遊漁許可証（天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権より）
- 遊漁規則の遵守をお願いいたします。
 - ・ 詳細な遊漁規則を閲覧・印刷は、天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権PDFをご利用ください。
- 管区：天竜川
- 魚種：アユ・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・カジカ・ウナギ・ドジョウ・ワカサギ・ニジマス・アマゴ・イワナ
- 漁期：
 - アユ：6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に組合が公示する日から12月31日まで。
 - アマゴ、イワナ、ニジマス：2月16日から9月30日まで
 - カジカ：5月16日から12月31日まで
 - ワカサギ：10月1日から翌年3月31日までの期間内で、組合が定めて公示する期間
 - コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ：周年 ただし、4月1日からアユ友釣り解禁までの間、毛ばりを禁止する。
- 漁法：釣、徒手採捕
 - それぞれの対象魚種、期間等については上記PDFをご確認ください。
- 遊漁料金
 - あゆ以外の魚種：年券 6,600円
 - あゆ以外の魚種：日券 1,100円
 - あゆ：年券 8,800円
 - あゆ：日券 2,200円
- 現場料金
 - ・ 遊漁の場所で漁場監視員に遊漁料を納付する場合は現場加算額を徴収します。
 - 現場加算額：+1,000円

様式4号-2 フィッシュパスによる電子遊漁承認証（年券）



天竜川漁協 年券 魚種
 有効期限 年 月 日
 領受者

■ご購入遊漁券情報

ご注文番号
 商品コード
 商品名
 有効期限
 金額

■ご購入者様情報

お名前 様
 郵便番号
 住所
 メールアドレス

無断複製を固く禁じます

領収書 年 月 日

お支払者： 様
 ￥ (税込)
 領し として
 上記正に領収いたしました

〒910-0296
 福井県坂井市丸岡町能堂3-7-1-16
 株式会社 フィッシュパス
 TEL 0776-67-7335
 FAX 0776-67-7335

商品内容
 注文番号：
 商品名：天竜川漁協 年券 魚種

改正案	現行
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 景観目的の変更があった時は本社を提示すること 2 本誌を他人に貸付してはならない。 3 魚倉長が実のものとは証明してはならない <ul style="list-style-type: none"> ・マス類 (15cm以下) ・ウグイ、フナ (10cm以下) ・コイ (18cm以下) ・ウナギ (30cm以下) ・オイカワ (8cm以下) 4 規則に違反したものは、産漁を中止させる 5 水曜・送電等事故については一切責任を負いません <p>遊漁区域</p> <p>上伊豆郡大野町と岡谷市の天竜川境隈から、小浜川と片瀬川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊豆郡大滝村内の小浜川本支流は除く。</p> <p>ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反したものは罰則があります。</p> <p>中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業ならびに故障停止時には、川の水が変動しますのでご注意ください。</p> <p>◆釣り場の直上前後の環境に注意してください。</p> <p>自分のゴミは持ち帰り、川をきれいにしましょう。</p> <p>天竜川漁業協同組合 遊漁規則抜粋</p> <p>●天竜川漁業協同組合が発行する遊漁許可証（天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権より）</p> <p>●遊漁規則の遵守をお願いいたします。</p> <p>・詳細な遊漁規則を閲覧・印刷は、 天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権PDFをご利用ください。</p> <p>●管区：天竜川</p> <p>●魚種：アユ・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・カジカ・ウナギ・ドジョウ・ワカサギ・ニジマス・アマゴ・イワナ</p> <p>●漁期：</p> <p>アユ：6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に組合が公示する日から12月31日まで。</p> <p>アマゴ、イワナ、ニジマス：2月16日から9月30日まで</p> <p>カジカ：5月16日から12月31日まで</p> <p>ワカサギ：10月1日から翌年3月31日までの期間内で、組合が定めて公示する期間</p> <p>コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ：周年 ただし、4月1日からアユ友釣り解禁までの間、毛ばりを禁止する。</p> <p>●漁法：釣、徒手採捕</p> <p>それぞれの対象魚種、期間等については上記PDFをご確認ください。</p> <p>●遊漁料金</p> <p>あゆ以外の魚種：年券 6,600円 あゆ以外の魚種：日券 1,100円 あゆ：年券 8,800円 あゆ：日券 2,200円</p> <p>●現場料金</p> <p>・遊漁の場所で漁場監視員に遊漁料を納付する場合は現場加算額を徴収します。 現場加算額：+1,000円</p> <p>様式5号 漁場監視員証</p>	<p>(新設)</p>

※ 行政庁の指導により文言等変更となる場合がある。

※ なお、水産庁補助事業の採択がされない場合など、オンラインサービスの導入が困難となった場合は、本案は施行しない。



遊漁規則変更許可申請書

令和4年 6月 24日

長野県知事 阿部 守一 様

飯山市大字静間町尻 1340-1

高水漁業協同組合

代表理事組合長 相澤 博文



内共第2号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、遊漁規則変更許可申請書を提出します。

記

- 1 変更内容
 - (1) 遊漁承認オンライン販売（つりチケ）の導入
 - (2) 中学生以下の遊漁料無料

- 2 添付書類
 - 1 変更理由書
 - 2 変更遊漁規則
 - 3 遊漁規則新旧対照表
 - 4 当該規則の変更を議決した総会の議事録謄本

変更理由書

1. 現在、小学生まで無料の遊漁料を、中学生まで無料になるように範囲を広げ、気軽に負担なく、川に親しみ釣りの魅力を知る期間を長くすることで、将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、高水漁業協同組合内共2号及び内共9号の第5種漁業権遊漁規則の一部を変更する。
2. 遊漁承認証の販売店の減少、深夜及び早朝に購入ができない、県外の遊漁者が購入できる販売店が少ないなど、遊漁承認証購入の煩わしさを、遊漁承認証をインターネットで販売するオンラインシステムを導入することで、24時間いつでもどこでも購入することができる。また、河川で釣りをするには遊漁承認証が必要なことを周知できるので、密漁者の減少にもつながる。このオンラインシステムを導入するため、高水漁業協同組合内共2号及び内共9号の第5種漁業権遊漁規則の一部を変更する。

高水漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

改正案	現行												
<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービス(つりチケ)により申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2~3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第3項但し書きの規定にする方法により納付するときは700円を附加した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1098 1451 1284 2016"> <thead> <tr> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	承認期間	遊漁料	1日	800円	1年	5,000円	<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2~3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第3項但し書きの規定にする方法により納付するときは700円を附加した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1098 414 1284 978"> <thead> <tr> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	承認期間	遊漁料	1日	800円	1年	5,000円
承認期間	遊漁料												
1日	800円												
1年	5,000円												
承認期間	遊漁料												
1日	800円												
1年	5,000円												
<p>2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスにおいては身体障害者の割引は適応されない。</p>	<p>2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p>												

改正案

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1

3 (略)

前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。

4

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1-1号、第1-2号又は別記様式第2-1号、第2-2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。

2 (略)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインサービスで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を提示できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインサービスの画面を提示しなければならない。

2～3 (略)

第9条 (略)

現行

区分	遊漁料
小学生以下	無料
中学生	前号に規定する額の2分の1
身体障害者	

3 (略)

(新設)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1号又は様式第2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。

2 (略)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2～3 (略)

第9条 (略)

改正案	現行
第10条 (略) 第11条 (略) (附則) この規則の変更は、令和5年2月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)	第10条 (略) 第11条 (略) (附則) この規則の変更は、平成26年1月1日から施行する。 (行政庁の認可日 平成 25 年 12 月 6 日)

(様式第1-1号) 遊漁承認証(日釣券)

表

第2・9号漁場共通
竿釣1日遊漁証
(有効日) 年 月

日限り
遊漁料 800円
(現券売り 1,500円)

高水漁業協同組

第2・8号漁場 No. 発行日 年 月 日
遊漁料 800円
(現券売り 1,500円)

取扱者

(様式第1号) 遊漁承認証(日釣券)

裏

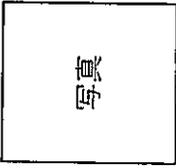
〇

《記号事項》
 1 記載するときは、この漁場を親子・弟次第の兄弟や姉妹に専用すること。
 2 この承認証は、本人に目付して使われない。
 3 事務用紙の裏面に記載されたときは、この承認証を提示しなければならない。
 4 次の各の号欄は承認証下の住所に照準してはならない。
 いけな・にむす・やまぬ 全社 Ikenaga
 うぐい・あな 全社 Uguisu
 たい 全社 Tai
 うらぎ 全社 Uragi
 かわらわ 全社 Kawarawa
 かしが 全社 Kasiga
 5 次の各欄は各の欄内に記すはれは採捕できる。
 いのな・にむす・やまぬ 3月1日～9月31日まで
 かわらわ 3月1日～9月31日まで
 6 採捕期間・禁止期間・禁止区域等は記載してはならない。
 7 記載者がこの承認証に違反したときは、漁獲の中止を命じ、罰金の課税を科す。
 この場合は、罰金した翌日から取り戻しはしない。

〇不明な点については、各号承認証へ問い合わせ下さい。
 *アラスカ、ハワイ等、外国の漁業協同組により発行されたもの。
 *野うなぎ類には付録表を添付して下さい。

(様式第1-2号) オンラインによる遊漁承認証(日釣券)

(新設)

			
第2号・9号漁場共通 竿釣1日遊漁証			
		写真	
住所 氏名		印影	
遊漁料金 800円 取扱者 高水漁業協同組合	セキュリティコード		
●遊漁中の事故、遭難等については、一切の責任を負いません。			
魚種 漁具/漁法 遊漁区域	遊漁規則に定められた魚種 竿釣 遊漁規則に定められた魚種		
注意事項			
1 乗漁するときは、この承認証を帽子・着衣等の裏やすい所に着用すること。 2 この承認証は、本人に発行してはならない。 3 漁獲記録の書き込みは、この承認証を提示しなければならぬ。 4 フリテラ出漁船ページに掲載する者の情報は、表示以下のものは掲載してはならない。 5 次の魚種は家の近郊釣でなければ釣獲できない。 いわな、にじます、やまめ、3月6～9日、4月5日～翌年2月末まで 6 林檎鯛、黒上野、黒止区域では遊漁してはならない。 7 遊漁がこの承認証に違反したときは遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否する。 この場合発行した承認料は払い戻しできない。 CP(閉鎖)はわが国産・国産魚種へ限りかきつけてください。 ポアフラックスなど、外産魚の標記は法により行われます。釣った場合は再処理せず処分してください。			
2022/00/00 00:00		No.1234abcdefg5678hijklmn90opqrstu	

表

裏

監視員氏名	No
漁場監視員証	
監視員任期 20XX年4月1日～20XX年3月31日 高水漁業協同組合	

1. 漁場監視員は、この監視員証を携帯し、胸章を着用すること。
2. 漁場監視員は、漁場において監視員に対し遊漁証の提示を求めた不携帯者には既定の遊漁料を徴収すること。
3. 遊漁者に対しては丁寧な言葉を保持して検し、遊漁行為のみあったときも丁寧に感謝したりしないこと。又、遊漁料を没収しないこと。
4. 遊漁者の遊漁行為を発見した場合、適正な処置をとり、その日時や場所、遊漁者の住所氏名並びにその処置を組合事務局に報告すること。

腕章

◎

漁場監視員

高水漁業協同組合



遊漁規則変更許可申請書

令和4年 6月 24日

長野県知事 阿部 守一 様

飯山市大字静間町尻 1340-1

高水漁業協同組合

代表理事組合長 相澤 博文



内共第9号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、遊漁規則変更許可申請書を提出します。

記

- 1 変更内容
 - (1) 遊漁承認オンライン販売（つりチケ）の導入
 - (2) 中学生以下の遊漁料無料

- 2 添付書類
 - 1 変更理由書
 - 2 変更遊漁規則
 - 3 遊漁規則新旧対照表
 - 4 当該規則の変更を議決した総会の議事録謄本

変更理由書

1. 現在、小学生まで無料の遊漁料を、中学生まで無料になるように範囲を広げ、気軽に負担なく、川に親しみ釣りの魅力を知る期間を長くすることで、将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、高水漁業協同組合内共2号及び内共9号の第5種漁業権遊漁規則の一部を変更する。
2. 遊漁承認証の販売店の減少、深夜及び早朝に購入ができない、県外の遊漁者が購入できる販売店が少ないなど、遊漁承認証購入の煩わしさを、遊漁承認証をインターネットで販売するオンラインシステムを導入することで、24時間いつでもどこでも購入することができる。また、河川で釣りをするには遊漁承認証が必要なことを周知できるので、密漁者の減少にもつながる。このオンラインシステムを導入するため、高水漁業協同組合内共2号及び内共9号の第5種漁業権遊漁規則の一部を変更する。

高水漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

改正案	現行												
<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p>												
<p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービス(つりチケ)により申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。</p>												
<p>2項 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き承認をするものとする。</p>	<p>2項 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き承認をするものとする。</p>												
<p>3項 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を納付しなければならない。</p>	<p>3項 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項又は第2項に規定する遊漁料を納付しなければならない。</p>												
<p>第3条 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p>												
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>												
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>												
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p>												
<p>第6条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第3項但し書きの規定による方法により納付するときは700円を附加した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1214 1458 1422 2018"> <thead> <tr> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	承認期間	遊漁料	1日	800円	1年	5,000円	<p>第6条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第3項但し書きの規定による方法により納付するときは700円を附加した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1214 421 1422 981"> <thead> <tr> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	承認期間	遊漁料	1日	800円	1年	5,000円
承認期間	遊漁料												
1日	800円												
1年	5,000円												
承認期間	遊漁料												
1日	800円												
1年	5,000円												

2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおとし、オンラインサービスにおいては身体障害者の割引は適応されない。

2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおとしとする。

改正案

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1-1号、第1-2号又は別記様式第2-1号、第2-2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。

2 (略)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインサービスで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならぬ。ただし、印刷した遊漁承認証を提示できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインサービスの画面を提示しなければならない。

2～3 (略)

現行

区分	遊漁料
小学生以下	無料
中学生	前号に規定する額の2分の1
身体障害者	

3 (略)

(新設)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1号又は様式第2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。

2 (略)

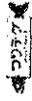
第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2～3 (略)

第9条 (略)	第9条 (略)
第10条 (略)	第10条 (略)
改正案	
(附則)	(附則)
この規則の変更は、令和5年2月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)	この規則の変更は、平成26年1月1日から施行する。 (行政庁の認可日 平成 25 年 12 月 6 日)

(様式第1-2号) オンラインによる遊漁承認証(日釣券)

(新設)

第2号・9号漁場共通竿釣1日遊漁証 

RO  写真

住所 / 氏名

印影

遊漁料金 800円 セキュリティコード

取扱者 高水漁業協同組合

●遊漁中の事故、遺失等については、一切の責任を負いません。

魚種 遊漁規則に定められた魚種

漁具/漁法 竿釣

遊漁区域 遊漁規則に定められた魚種

注意事項

- 1 遊漁するときは、この承認証を帽子・服装等の見やすい所に着用すること。
- 2 この承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 漁船登録番号の表示がなかったときは、この承認証を提示しなければならぬ。
- 4 ツリ子や遊漁船への乗降する際の乗降は、表示以下のものは禁断してはならない。
- 5 次の魚種は乗降の場所を定めなければ禁断できない。
いわな、にしん、やまめ3/16-5/30 かしこ5/26-翌年2/15まで
- 6 禁断期間・禁断場所・禁断区域では遊漁をしてはならない。
- 7 遊漁者がこの期間に違反したときは遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否する。

この承認証は釣具店・組合事務所へ問い合わせてください。
※アフラックバスなど、外洋魚の遊漁規則は法により異なります。内った場合は併せてお読みください。

2022/00/00 00:00 No.1234abcdefg5678hijklmn90opqrstu

令和●年度遊漁承認証		写真
RO RO 3/16 ~ 3/15		
住所	氏名	
遊漁料金 5,000円	取扱者 高水漁業協同組合	セキユリティコード
●遊漁中の事故、遺棄等については、一切の責任を負いません。		
魚種	遊漁規則に定められた魚種	
漁具/漁法	竿釣	
遊漁区域	遊漁規則に定められた魚種	
注意事項 1 遊漁するときは、この承認証を帽子、着衣等の裏やすい所に携帯すること。 2 この承認証は、他人に貸与してはならない。 3 承認証の裏面に記載された事項は、この承認証を提示しなければならぬ。 4 つり子や遊漁機・クーラーに搭載する等の魚種は、表の以下のものは規制してはならない。 5 次の承認証は表の範囲内でなければ使用できない。 いわな、にじます、やまめ 3/16~9/30 かじから16~翌年2月末日まで 6 承認証・禁止期間、禁止区域では遊漁をしてはならない。 7 遊漁者がこの規制に違反したときは遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否する。 この規制は関係団体・組合事務所に問い合わせてください。 ※アラブカタビスなど、外洋魚の遊漁は法により禁止されます。釣った場合は再遊漁せず処分してください。		
2022/00/00 00:00		No.1234abcdefg5678hijklmn90opqrstu

表

裏

No. _____
監視員氏名 漁場監視員証 監視員任期 20XX年4月1日～20XX年3月31日 高水漁業協同組合

- 漁場監視員は、この監視員証を携帯し、腕章を着用すること。
1. 漁場監視員は、漁場において漁業者に対し、漁漁区の提示を求めず、漁業者には既定の漁漁区を徴収すること。
 2. 漁業者に対しては、丁寧な言動を持って、違反行為のあったときも十分に説明したりしないこと、又、違反者を徴収しないこと。
 3. 漁業者の違反行為を発見した場合、適正な処置をとり、その日時や場所、違反者の住所氏名並びにその処置を組合事務所へ報告すること。

腕章

◎

漁場監視員
高水漁業協同組合